

新潟県犬又は猫の譲渡実施要領

(平成 7 年 4 月 1 日制 定)
(令和 8 年 7 月 1 日最終改正)

1 趣旨

県が保護、管理する犬又は猫の譲渡については、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。）及び、犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について（平成 18 年環境省告示第 26 号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 目的

動物の愛護及び管理に関する法律の趣旨及び動物愛護の基本理念を踏まえ、動物愛護センター、動物保護管理センター及び保健所で保護、管理する犬又は猫を適正かつ一生涯飼養できる新たな飼い主に譲渡することにより、生命尊重及び飼養モラルの向上を図り、広く県民に動物愛護精神を普及させることを目的とする。

3 定義

本要領で使用する用語の定義は、次表のとおりとする。

表 用語の定義

用語	定義
個人飼養者	愛護センター等から動物の譲渡を受ける者
譲渡ボランティア	新潟県の譲渡事業に協力し、県から譲渡を受けた動物を新たな飼い主へ二次譲渡する団体又は個人
終生飼養者	譲渡ボランティアから動物の二次譲渡を受ける者
愛護センター等	動物愛護センター、動物保護管理センター、佐渡保健所
生活衛生課長	福祉保健部生活衛生課長
関係法令	動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法、新潟県動物の愛護及び管理に関する条例、その他動物の飼養に係る法令等

4 譲渡対象者

譲渡対象者は個人飼養者及び譲渡ボランティアとする。

（１）個人飼養者

- ア 個人飼養者は、別表 1 の基準に適合する者とする。
- イ 譲渡を希望する者は、「動物の譲渡資格・飼養環境調査票」（第 1 号様式）を愛護センター等に提出する。
- ウ 愛護センター等は、申請書類について審査し、譲渡を希望する者が別表 1 に掲げる基準に適合することを確認する。

（２）譲渡ボランティア

- ア 譲渡ボランティアは、別表 2 に掲げる基準に適合する者として、生活衛生課長が作成する譲渡ボランティア名簿に登録された者とする。
- イ 登録を希望する者は、「譲渡ボランティア登録申請書」（第 2 号様式）及び「誓約書（譲渡ボランティア用）」（第 3 号様式）を生活衛生課長に提出して申請するものとする。

- ウ 生活衛生課長は、申請書類について審査し、申請者が別表 2 に掲げる基準に適合することを確認する。審査にあたっては、愛護センター等と協議し、必要に応じて愛護センター等による飼養場所等の現地調査を行う。
- エ 登録に支障がないと認めたときは、生活衛生課長は申請者を譲渡ボランティア名簿に登録し、新潟県のホームページで公表する。
- オ 登録の有効期間は、登録を受けた年度の翌年度 6 月 30 日までとする。

5 譲渡対象動物

譲渡する犬又は猫は、愛護センター等の獣医師が譲渡に適すると認めた動物とする。

6 譲渡手続き

(1) 個人飼養者

- ア 譲渡を受けようとする者は、愛護センター等に来所し、譲渡を受けようとする動物を直接確認した上で、「動物の譲渡申請書（個人飼養者用）」（第 4 号様式）を愛護センター等に提出する。
- イ 愛護センター等の職員は、申請者の生活環境、譲渡を受けようとする動物の飼養環境及び特性等を総合的に考慮し、譲渡を決定する。
- ウ 動物の譲渡は愛護センター等で行うこととし、愛護センター等の職員は、申請者に対し、譲渡する動物に関する情報を提供し、適正な飼養管理について指導する。

(2) 譲渡ボランティア

- ア 譲渡を受けようとする者は、「動物の譲渡申請書（譲渡ボランティア用）」（第 5 号様式）を愛護センター等に提出する。
- イ 愛護センター等の職員は、申請者の生活環境、譲渡を受けようとする動物の飼養環境及び特性等を総合的に考慮し、譲渡を決定する。
- ウ 動物の譲渡は愛護センター等で行うこととし、愛護センター等の職員は、申請者に対し、譲渡する動物に関する情報を提供し、適正な飼養管理について指導する。
- エ 愛護センター等が馴化を要すると判断した犬又は猫（以下、馴化動物）の譲渡を受けた場合は、馴化飼養期間（概ね 3 か月）終了後、愛護センター等に返却することができる。

7 譲渡後の報告

(1) 個人飼養者

譲渡を受けた者は、獣医師が手術できないと判断した場合を除き、速やかに譲渡を受けた動物の不妊去勢手術を行う。手術実施後は、動物の譲渡を受けた愛護センター等に対し速やかに報告する。

(2) 譲渡ボランティア

- ア 譲渡報告書（二次譲渡）
譲渡ボランティアは、動物を終生飼養者に二次譲渡したときは、動物の譲渡を受けた愛護センター等に対し、「譲渡報告書（二次譲渡）」（第 6 号様式）を速やかに提出する。
- イ 譲渡報告書（馴化・返却）
譲渡ボランティアは、馴化動物の譲渡を受け、馴化期間終了後に当該動物を同センター等に返却したときは、動物の譲渡を受けた愛護センター等に対し、譲渡先を当該動物の譲渡を受けた愛護センター等の名称とした「譲渡報告書（馴化・返却）」（第 6 号様式の 2）を速やかに提出する。
- ウ 定期報告書
譲渡ボランティアは、毎年 5 月 31 日までに、生活衛生課長に対し、「譲渡ボランティ

「ア活動実績報告書兼登録更新申請書」(第7号様式)を提出し、前年度の活動実績等を報告するとともに、登録の更新を希望する場合は、更新申請をする。

8 譲渡後の調査

愛護センター等は、個人飼養者、譲渡ボランティア及び終生飼養者に対し、譲渡後の飼養管理状況等を確認するため、必要に応じて立入調査を行うことができる。調査の結果、不適切な飼養や虚偽の報告を認めた場合には、改善指導を行い、必要に応じて譲渡した動物の返還を求めることができる。

また、愛護センター等は譲渡ボランティアが別表2に掲げる基準に適合していないと認めた場合は、生活衛生課長に速やかに報告する。

報告を受けた生活衛生課長は、不適理由を明示した上で、譲渡ボランティア名簿から抹消することができる。

9 教育・試験研究機関等への譲渡

愛護センター等は、教育・試験研究機関若しくは科学上の利用に供する者に犬又は猫を譲渡してはならない。

附 則

この要領は平成7年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成25年9月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成26年9月26日から実施する。

附 則

この要領は、令和元年9月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和元年10月3日から実施する。

附 則

この要領は、令和5年1月16日から実施する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和8年7月1日から実施する。

別表1 個人飼養者の基準

基 準
1 関係法令を遵守できること。 2 譲渡を希望する動物を終生飼養できること。 3 適正な飼養管理、しつけが行える成人がいること。 4 えさ代、治療費などの費用負担ができること。 5 譲渡を希望する者の同居家族全員が動物の飼養に同意していること。 6 譲渡を希望する動物を飼養可能な住宅であること。 7 譲渡を希望する動物を飼養できない集合住宅等への転出予定がないこと。 8 譲渡を希望する動物の不妊去勢手術を行うこと。(特別な事情により、獣医師が手術できないと判断した場合を除く。) 9 譲渡を希望する動物を含め、飼養頭数が3頭を超えないこと。(愛護センター等の職員が認める場合を除く。) 10 譲渡を希望する者が一人暮らし又は本人を含む同居家族全員が65歳以上の場合には、本人がけがや病気等で動物の世話が困難となった時に、本人に代わって動物を世話する後見人を指名すること。 11 新潟県に対し、虚偽の申請及び報告をしないこと。 12 愛護センター等が行う立入調査に協力できること。 13 譲渡を希望する動物にはマイクロチップを装着し、環境大臣の登録を受けること。 14 (猫の場合) 外に出さず、屋内だけで飼育できること。

別表2 譲渡ボランティアの登録基準

基 準
1 団体並びに団体の代表者、役員、責任者及び飼養管理を行う者、又は個人の場合はその者が、関係法令及び本要領に関して次の事項のいずれにも該当しないこと。 (1) 関係法令に違反している者 (2) 過去に関係法令に基づく勧告又は命令を受けた場合は、勧告又は命令を受けた日から5年を経過していない者 (3) 過去に関係法令に基づく罰金以上の刑に処せられたことがある場合は、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者 (4) 過去に本要領に基づく譲渡の拒否、又は動物の返還指示があった場合は、その原因についての改善の確認ができていない者 (5) 過去に本要領に基づく譲渡ボランティアの登録の取消があった場合は、その原因についての改善の確認ができた日から5年を経過していない者 2 新潟県の譲渡事業に協力し、新たな飼い主探しを行う個人又は団体であること。 3 活動趣意及び活動実績が、新潟県動物愛護管理推進計画の趣旨に合っていること。 4 活動拠点が県外の場合は、譲渡事務手続きを行う県内在住の成人の責任者がいること又は拠点を管轄する自治体において、譲渡対象団体の登録等を受けていること。 5 譲渡ボランティアの遵守事項(別表3)及び「誓約書(譲渡ボランティア用)」(第3号様式)の内容を理解し、遵守できること。 6 譲渡対象動物の譲渡先として団体名等を県が公表することに同意できること。 7 新潟県に対し、虚偽の申請及び報告をしないこと。 8 愛護センター等が行う立入調査に協力できること。

別表 3 譲渡ボランティアの遵守事項

報告に関すること	(1) 登録内容に変更があった場合には、速やかに届け出ること。 (2) 終生飼養者に二次譲渡した場合は、速やかに「譲渡報告書（二次譲渡）」（第6号様式）を提出すること。 (3) 終生飼養者から不妊去勢手術を実施した旨の報告を受けた場合は、速やかに愛護センター等に連絡すること。 (4) 譲渡を受けた動物が飼養中に死亡した場合は、速やかに愛護センター等に連絡すること。 (5) 毎年5月31日までに、「譲渡ボランティア活動実績報告書兼登録更新申請書」（第7号様式）を提出すること。
動物の飼養に関すること	(1) 愛護センター等から譲渡を受けた動物については、関係法令を遵守し、適正に飼養すること。 (2) 申請した飼養可能頭数を超える数の動物を飼養しないこと。 (3) 譲渡ボランティアが団体であり、会員の自宅等で動物の飼養管理を行う場合には、団体の代表者は各会員から飼養施設の平面図及び写真等の提出を求めるなどにより、会員宅における動物の飼養環境が適正に保たれるよう管理すること。 (4) 動物が負傷又は疾病にかかった場合は、適切な治療を受けさせること。 (5) 譲渡を受けた動物は、不妊去勢手術等により繁殖を防ぐこと。 (6) 多頭飼育等で苦情の原因となる事態を生じさせないこと。 (7) 動物を逸走させないよう適正な方法で飼養すること。 (8) 動物の飼養に関し苦情を受けた場合や動物が逸走した場合は愛護センター等に速やかに報告すること。
譲渡に関すること	(1) 他の譲渡ボランティアへの再譲渡は行わないこと。 (2) 終生飼養者に動物を二次譲渡するときは、別表1の基準を満たすことを確認し、適正な方法で飼養するよう説明すること。 (3) 終生飼養者からは、「誓約書（終生飼養者用）」（第8号様式）の提出を受けること。 (4) 終生飼養者に譲渡する際には、当該動物に係る環境大臣が発行したマイクロチップ登録証明書を添付し、終生飼養者が変更登録を受けたことを確認すること。
その他	(1) 愛護センター等が行う立入調査に協力し、動物の飼養に関する改善指導や、譲渡を受けた動物を返還するよう指示があった場合には従うこと。 (2) 新潟県の譲渡事業に誤解を招く又は支障をきたす行為は行わないこと。 (3) 譲渡ボランティアが動物取扱業を営む者の場合は、以下の事項を守ること。 - ア 譲渡を受けた動物の販売・繁殖は行わないこと。 - イ 動物の管理は、「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」を遵守し、適正に行うこと。

参考 譲渡ボランティアの提出書類一覧

提出時期	提出書類名	提出先
登録申請時	・譲渡ボランティア登録申請書（第2号様式） ・誓約書（譲渡ボランティア用）（第3号様式）	生活衛生課長
登録内容の変更時	・登録内容変更届出書（様式任意）	生活衛生課長
動物の譲渡を受ける時	・動物の譲渡申請書（譲渡ボランティア用）（第5号様式）	愛護センター等
終生飼養者に二次譲渡した時	・譲渡報告書（二次譲渡）（第6号様式）	愛護センター等
馴化期間終了時に愛護センター等に返却した時	・譲渡報告書（馴化・返却）（第6号様式の2） （宛名を被譲渡愛護センター等の名称とする）	愛護センター等
毎年5月31日まで	・譲渡ボランティア活動実績報告書兼登録更新申請書（第7号様式）	生活衛生課長